



# 「改正独禁法の内容と実務上の問題」

## ～第2回 ACPF フォーラムから～ (2)

弁護士 幕田 英雄

ACPF メルマガ第3号からのつづきです

### 4 本改正のポイント2 新しい課徴金減免制度

#### (1) 現行の課徴金減免制度の問題点

- ① 現行課徴金減免制度では、減免率は申請順位に応じて一律・画一的に決定されるものであり、課徴金免除となる調査開始前申請順位1位の者を除く減免申請者の減額率決定に、実態解明への協力度合いは全く反映されないものでした。そのため、一旦申請順位を確保した事業者から、調査期間を通じて、公取委の調査に協力してもらえないという問題がありました。
- ② 現行制度では、申請者数が最大5社までに限定されているため、例えば、公取委の調査開始によって自社が違反行為をしている可能性を知った事業者が、内部調査を進めて公取委の調査に協力したいと考えたとしても、調査開始日からほどなくして申請枠が埋まる実態があり、このような違反事業者が課徴金減免制度を利用できないという問題もありました。

#### (2) 新しい課徴金減免制度

新しい制度は、申請順位に応じた減免率（固定）と、事業者の実態解明への協力度合いに応じた減算率の2階建てになります。

(スライド3)

課徴金減免制度の改定(3)

2階建て

新しい課徴金減免制度

	申請順位	申請順位に応じた減免率	協力度合いに応じた減免率	減免率の合計
調査開始前	1位	全額免除	—	全額免除
	2位	20%	最大プラス40%	最大60%
	3～5位	10%		最大60%
	6位以下	5%		最大45%
調査開始後	最大3社(注)	10%	最大プラス20%	最大30%
	4社目以降	5%		最大25%

(注) 調査開始前と合わせて5位以内である場合に限る。

- ① 本改正によって、申請順位に応じた減免率に加えて、違反事業者による実体解明への協力度合いに応じた減算率も付加されることになりました。

スライド3を見てください。調査開始前の第1順位の者に対しては課徴金免除で従前と変わりません。しかし、調査開始前の第2順位の者には、着順で20%の減算率が与えられるほか、調査協力の程度に応じて、最大40%の減算率が与えられ、合計で最大60%の減算率となります。

これによって、減免申請をした後も、課徴金納付命令が出されるまでの全調査期間を通じ、減免申請した違反事業者が協力を継続することが期待できるようになりました。

- ② 本改正によって、減免申請者数の上限を撤廃しました。調査開始後申請の4社目以降は、これまで、いかに有力な証拠を持っていて、調査協力の意思を持っていたとしても、減免申請を行うことはできませんでしたが、改正後は、申請期限内に申請すれば、着順による減算率5%を得ることができるようになり、さらに、調査協力の程度に応じて最大20%の減算率を得て、合計最大25%の減算を得ることが可能になったのです。

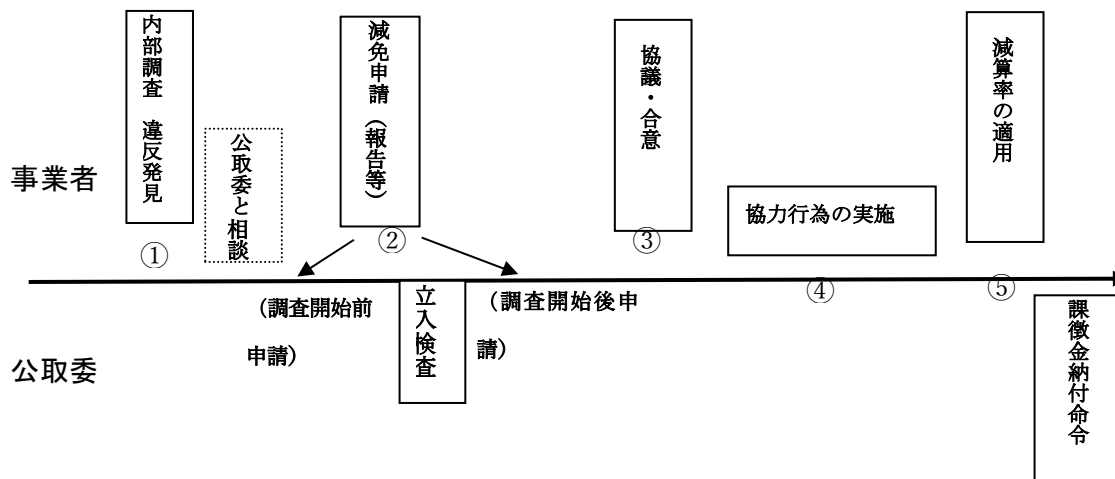
これによって、調査開始によって違反の可能性を知った違反事業者をはじめ、全ての違反事業者に自主的な調査協力の機会が与えられ、その調査協力にインセンティブを与えることができるようになりました。

なお調査開始日以後における減免申請期限は、規則によって調査開始日から起算して20営業日を経過した日とされました（課徴金減免規則8条）。したがって、調査開始によって違反の可能性を知った事業者は、迅速に内部調査を行い、速やかに減免申請を行うかどうかの判断をしなければなりません。

### (3) 新しい課徴金減免制度の手続きの流れ

#### 課徴金減免申請の一般的な流れ

(図1)



## ○減免申請の契機等（上図①）

事業者は、内部調査等によって、自社について不当な取引制限違反が疑わせる事実が存在することを知り、これを契機に課徴金減免申請の検討を開始することが多いです。経営陣は、法務担当者の補助を受け、独禁法に通じた弁護士とも相談しながら、違反が成立するかどうか等を踏まえ、公取委担当者にも相談（申請前相談）し、減免申請をするかどうか決めます。

### ○減免申請（上図②）

減免申請では、違反事業者から、当該違反事実に係る事実の報告及び資料の提出（報告等）が行われる必要があります。

### ○報告等事業者

報告等を行った調査開始前第1位の申請者以外の減免申請者のことを「報告等事業者」といいますが、報告等事業者は協議開始を申出ることができます（上図③）。

申出があったときは、公取委は協議に応じなければなりません。

### ○報告等事業者と公取委の協議（上図③）

報告等事業者による協力内容とその見返りとして公取委が付与する減算率について協議します。

減算率については、「特定割合についての合意」を求める場合と、それに代えて「上限及び下限についての合意」を求める場合の2通りになっています。次の（4）で詳細を説明します。

### ○協力内容と減算率について合意（上図③）

減算率について合意としては、「特定割合についての合意」と、「上限及び下限についての合意」の2通りがあります。（4）で詳細を説明します。

### ○報告等事業者による協力行為の実施（上図④）

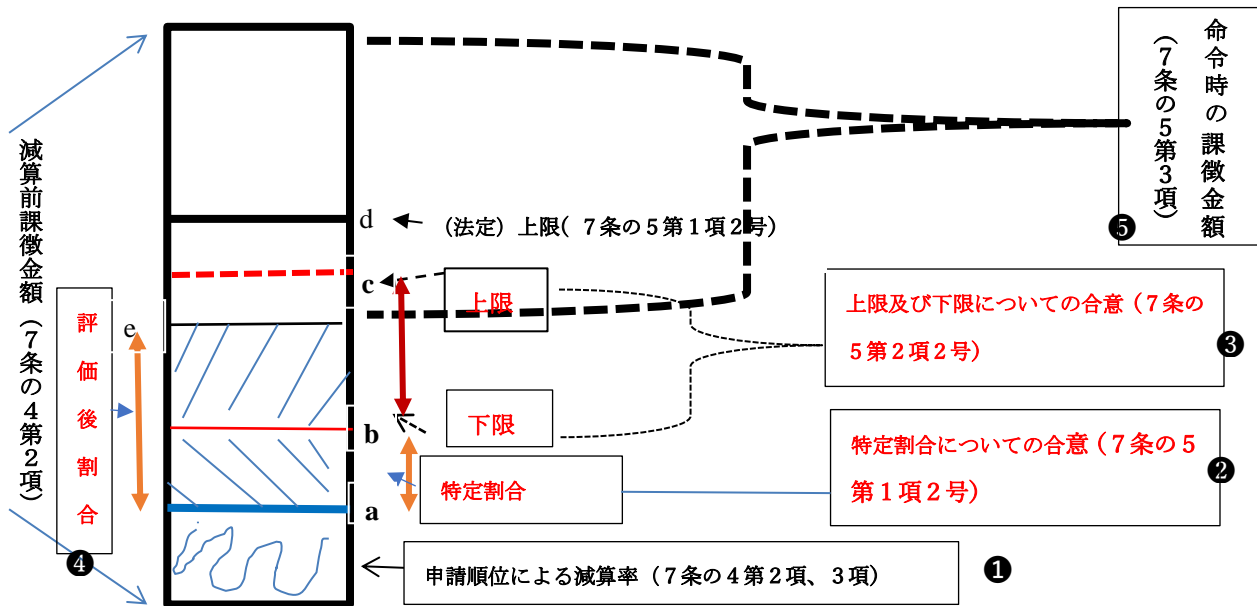
報告等事業者は、合意に基づく報告等を、合意において定めた期限までに履行することになります。期限までに履行しない場合には失格となり、課徴金減免制度の適用を受けられなくなるリスクがあります。

### ○課徴金納付命令時における減算率の適用（上図⑤）

課徴金納付命令時には、申請順位に応じた減算率と報告等事業者の実態解明への協力度合いに応じた減算率を併せた減算率を適用し、課徴金額が算定されることとなります。（4）で詳細を説明します。

(4) 公取委による減算率の設定・算定プロセスについての詳しい説明

(図 2)



ア 申請順位に応じた減算率

申請順位に応じた減算率は、協議・合意に関係なく、申請順位のみで固定的に決まります（上図①「申請順位による減算率」（法7条の4第2項、3項））。

イ 実態解明への協力度合いに応じた減算率

この算定率は、公取委と報告等事業者の協議を経て設定されていきます。

協議では、報告等事業者が、合意後に実施できる協力内容（提出が予定される資料等）の概要を説明し、公取委が、協力内容が事件の真相解明に資するか否かの観点から合意に応じるべきか検討し、公取委は、合意に応じる場合、協力内容を評価して減算率を設定し、これを事業者に提示して合意を求めます。

a) 減算率に関し「特定割合についての合意」（法7条の5第1項2号）を求める場合

協議時に、報告等事業者が、合意後に提出予定の資料等の内容を把握している場合には、報告事業者が当該資料の内容を説明できるので、公取委も、協議等を通じて、当該資料等の内容について認識でき評価することが可能であり、減算率を「特定の割合」（上図の a⇔b）として設定し提示して、合意を求めることとなります（これを「特定割合についての合意」といいます。上図②）。

例えば、協議時まで、報告等事業者が、違反について、現職者を対象としたヒアリングを実施してそのヒアリング結果を知っている場合には、報告等事業者は、ヒアリング結果の内容を説明し、合意後直ちに提出できる旨を説明し、その内容を聞いた公取委が、内容を評価して減算率〇〇%と設定し提示することです。

b) 減算率に関し「上限及び下限についての合意」（法7条の5第2項2号）を求める

## 場合

報告等事業者が、協議時、合意後直ちに提出できる資料等の説明に加え、合意後において、新たな事実・資料を入手提出できる見込みがあるとして、入手提出が見込まれる資料等について説明し、これを減算率の設定上考慮してほしいと要請することもあり得ます。

例えば、現職者を対象としたヒアリング結果に加えて、合意後のいずれかの時点で、退職者を対象としたヒアリングを実施でき、退職者中には、違反のコアメンバーも含まれるので、より違反を直接的に立証できる資料等が得られる可能性が高いなどと説明する場合です。

このような場合、公取委は、入手提出が見込まれる新たな資料等（上記想定例では、退職者を対象としたヒアリング）が実際に入手できるかどうか不明であり、また、入手できたとしても、どのような内容の資料等であるかも不明なので、入手提出が見込まれる当該資料等について、証拠価値を評価することはできず、これに見合った減算率を「特定の割合」として設定して合意を求めることはできません。

改正法では、このようなとき、公取委は、減額率について「特定の割合」の設定に代えて、減額率の「下限と上限」を設定し（幅のある減算率を設定するという事です）、これを提示して「上限と下限についての合意」を求めることができることにしました（上図③）。

この合意ができた場合には、公取委は、合意から課徴金納付命令が出されるまでの間に、報告等事業者から実際に追加提出された資料等の内容を評価し、合意に係る「上限と下限」の範囲内で、最終的な「実態解明への協力度合いに応じた減算率」（これを「評価後割合」といいます。上図④）を決めることができるようにしました。

上記の具体例でいうと、合意後いずれかの時点で実施される見込みの退職者を対象としたヒアリングについては、「上限と下限の合意」ができた場合には、公取委は、当該合意の後から課徴金納付命令発出までの間、実際に当該ヒアリングが実施されたかどうか、当該ヒアリング結果の証拠価値がどの程度のものかを評価し、これに見合った減算率を算定するという事です。

### c) 公取委が、「特定割合の合意」に代えて「上限及び下限についての合意」を求める場合

公取委が、「特定割合の合意」に代えて「上限及び下限についての合意」を求めることができる条件として、改正法は、「報告等事業者が・・・合意後に・・・当該事件についての新たな事実・資料・・・を把握する蓋然性が高いと認められる場合において、当該事実・資料の報告等に、当該合意後一定期間を要する事情があると認めるとき」としています（法7条の5第2項柱書）。

本講演時には、公取委が「上限及び下限についての合意」を求めるハードルは結構高く、抽象的に合意後に新たな証拠が入手できるという程度の説明では、この合意を求めることにはならないのではないかとお話ししました。

しかし、2020年4月2日に公表された公取委の運用方針案（2020年5月15日を締め切りとしたパブコメが行われ、現在整理中ですので、間もなく確定案が公表されるものと思います）には、合意後の協力内容をできるだけ課徴金額減算に取り込むことは、報告等事業者にとっても利益と考えられるとして、合意後も協力を約束する報告等事業者に対しては、通常、「上限及び下限についての合意」の求めを行うことになることと記載しています（運用方針案3（2）イ）。したがって、抽象的な内容であっても、合意後の協力（資料等の提出等）を約束して、それを加味した減算率を適用してほしいと希望すれば、公取委は、「上限及び下限についての合意」を求めることになるものと思われます。この点は、本講演の内容を補正いたします。

#### d) 上限及び下限をどのように設定するか。

公取委が「上限及び下限についての合意」を求める場合であっても、報告等事業者においては、少なくとも、合意後直ちに提出等できる資料等の内容について説明が可能なはずですから、公取委としては、それに対する見返りとしての「特定割合」を評価設定することは可能なはずです。

したがって、「上限及び下限についての合意」における下限は、この「特定割合」を設定する（上図のb）ものとされました。

そして、上限は、この下限に、報告等事業者が合意後に新たに把握することが見込まれる事実等について、事件の真相解明に資する程度に応じた割合を加算した割合を設定する（上図のc）ものとされます（法7条の5第2項2号）。ただし、上限は、法定減算率の上限（上図のd）を超えることはできません。

合意後の協力内容が抽象的な場合などでも、「上限及び下限についての合意」が求められ得るということになると、上限をどのように設定するか迷うところです。

この点につき、公取委は、公表された運用方針案において、合意時において、合意後に報告等事業者がどのような事実を把握し提出できるかを正確に判断することは困難と考えられるとして、実務の運用上、通常、法定上限の減算率を上限として設定することになるとしています。例えば、調査開始前申請をした事業者であれば40%の減算率、調査開始後申請をした事業者であれば20%の減算率がそれぞれ上限として設定されることになるとしています。

#### ウ 課徴金納付命令時に適用される減算率

課徴金納付命令時には、申請順位に応じた減算率（上図①）と報告等事業者の実態解明への協力度合いに応じた減算率を合算した減算率が適用され、課徴金額が算定されます（上図⑤の「命令時の課徴金額」）。

おさらいになりますが、ここで、実態解明への協力度合いによる減算率とは、上記のa)「特定割合の合意」（上図②）をしていた場合には、当該「特定割合」を意味し、上記b)「上限及び下限についての合意」（上図③）をしていた場合には、合意後において、報告等事業者が把握した新たな事実・資料について実際に提出報告を受けた公取委が、その事案解明への寄与度などを実質的に評価し、調査協力の度合いに応じて減算率

(「評価後割合」図④)を意味します。

そして、「評価後割合」の算定は公取委の「裁量」的な判断で行われるともいえます。

(つづく)

**幕田英雄氏 略歴**

1978－2012年 検事として34年間勤務  
新潟地検・宇都宮地検・千葉地検の検事正、  
最高検察庁刑事部長を歴任

2012－2017年 公正取引委員会委員

2017年～ 長島・大野・常松法律事務所顧問